

## 「みやぎ受動喫煙ゼロ週間」を定める要綱

### (趣旨)

第1 健康は人間にとってかけがえのない大切な財産であるが、個人の健康は社会環境から様々な影響を受けるため、社会全体で支えあいながら、健康的な社会環境を整備していくことが必要である。

自らの意思に関わらず、他人のたばこの煙を吸わされる「受動喫煙」は、外部の環境が健康に影響を与える要因の一つであり、様々な疾病の発症リスクを増大させることが指摘されている。

そこで、県民全体が受動喫煙の問題について関心を持ち、未来を担う人々の健康を守るため、受動喫煙防止対策を推進していくことを目的に「みやぎ受動喫煙ゼロ週間」を定める。

### (みやぎ受動喫煙ゼロ週間)

第2 「みやぎ受動喫煙ゼロ週間」は、9月1日から9月7日までとする。

### (みやぎ受動喫煙ゼロ週間の取組み)

第3 県は、市町村、関係機関、関係団体、この趣旨に賛同する企業及び県民等との連携と協力のもと、「受動喫煙ゼロ週間」の趣旨に沿った取組を実施するとともに、広く県民への普及を図り、県民による主体的な取組みを推進するものとする。

### (その他)

第4 この要綱に定めるもののほか、「みやぎ受動喫煙ゼロ週間」に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、平成27年7月16日から施行する